

本紙は月三回、五の日
発行。月五十円。
新着元旦号は活版刷り
特等号を發行します。

主筆 松山 明

北海道足寄郡足寄町 とかち新聞 (電話二七二番)

難航をつづけていた役
場庁舎問題は、上本菅
・森生菊市の両氏が乗
り出して敷地の交換が
まゝまつた。稲荷神社
境内地五反歩が新庁舎
の建設敷地に決定した
わけだ。

敷地は決つたが、着工
することは決めたわけ

定
稲荷神社境内地と
町有山林百町歩の
交換を議決

場、牛舎敷地交換の問題
だが、以前の議会で町
有地で部落に隣接性の
ない場所を旧西足寄
町塩幌の山林を案とし
て出し、一応地主・高橋
安藏氏と話をすすめ
たが、第一次は妥結せず
、そこで巻曇と理事岩
は精密な調査検討の結果
、果て二案をもった、地

十三日にひらかれた定例定寄町議会で、冷害対策救農工
事關係議案を留議決定したほか、町村合併の第一条件
として二年越しの果案だった役場新庁舎建設敷地を正
式に決定、稲荷神社境内地一千五百坪と町有山林百一
町歩余との交換議決を煮場一致であこない、さらに矢
野議長から勧議として出された「不正工率問題」につ
いても論議が交されたが、そのなかの主な発言を、録
音してみる。

主の代弁者二名がきて
委員と一緒に、本町が
提供すべきもの（上利
別庄内沢白一町四反八
一〇・地上立木を含む
本町が取得するもの）を
稲荷神社境内地今五百
坪へについて地主は一
切理争点と委員に任せ
るといふので、十一月
四日の最終折衝で決定
した、結果において議

でなく、その予算もま
つてはいないので、二
十二日に招集予定の臨
時議会会で、どうする
かが決められるようだ

起債四百萬圓の借入れは認められてゐるが、冷害凶作の折柄、庁舎建設は一丈大分あるように、向も大分あるように、建設と位置の確認と、建設とを別個に考へてゐる向もあるようだ。

×

×

来年の高校進学を

もつ家々の悩みは、二百数十名の志望者に対して定高の定員は百名であることだ。

教室もつくつたのだし、
 學級増せよ、という声は
 強いのだが、町は財政
 の自信がもてないのか
 二の足を踏んでいるし
 町議会も慎重に二回と
 も研究課題として保留
 しているが、あれもこ
 れも帰するところは、
 財政の一点に絞られて
 しまつものらしい。

議案審議が終つてから矢野議員の動議で不正工事問題をとりあげた。

矢野議員「その時の労働者が町長・議長に不正工事だから検定せぬようにと申出たやうだが、なぜ採りあげなかつたか、長野の学校住

宅工華でも、内々につけず後で見つかつて横につけたというが、さういふことがあつたかどうか。

高橋議長「議長として正式に書類は受けていないが、昨年の十二月に磯氏から伊藤昇氏の紹介があつたが、議長と

会の決議があるので提
 案した
 影山議員「舊地のおつ
 きもの（稱荷神社を指
 す）の処理はどうか」
 川上町長「総代との間
 で、こうした時機がく
 れば迎える」と話が成立
 した、墓工の段階にも
 入ると考へ、而総代の
 立会により移轉用地は
 こゝと決定してあるの
 で、いつでも移轉ができ
 る、引越費用は町の負
 担として並足寄神社との合
 併に努力すべきだとい
 われており、合併すれ
 ば金がからめという
 細野議員「百一町は
 既存農家と開拓者の間
 の山だが、地元から反
 対の陳情がなかつたが
 川上町長「諒承して當
 つてある」
 ここで追加議案十八
 号「町有財産土地交
 換について」を満場
 一致で議決した。

影山議員「移轉費用の
川上町長「未定だが、
そうなるからぬ、十二ツ
クに積めば簡単にやけ
る」
景島美晴議員「面看折
合がつけば、異議はな
い」
斎藤議員「担当に費用
がかかると思つた方が
いいのではないか」
川上町長「見積書をと
つて貰う、前の敷地を
埋めねばならぬが、六
十五万四位と考へてい
た、稲荷神社の移轉に
は、そうかからぬ、希望

校工事は設計仕様書を
変更して工華したこと
があるか
高橋施設課長「入札に
際して一部変更した
カリヨウ、鉄筋の本さ
は十六ミリを十三ミ
リ、廊下側の窓二重を
一重に、天井をテツク
スにした」

高萩係長「長野は監督員が基礎工事のフウチンをもう少しよくやるようにと報告があり、現地へ行つてみたところ一部が不足なので牛直しを命じた」

矢野議員「はじめからフウチンがなく、あとでつけたしたというのはデマか」

高萩係長「フウチンの入っていない所が見えたのでフウチン用のコンクリートを入れさせ

して、よく講義として伺つた、そして町長と諸君をするようにと打切つた。

矢野議員「正式に訴文たのでよいか」

高橋議長「個人として書いた」

川上町長「検定は十二月十三日で、賃金不拂いについては二十日過ぎにきいた、不正工事があるときいたときはすでに代金支拂いの段階に入つていた」

吉田議員「一応は理事が不正工事でないといふが、いつも新聞で三かゝつてゐる、これ

矢野議員「鈴木建設や
施設係の話はきいたが
学務看の話はきかない
それでは一方的である
町議会はそのためにあ
る、町民の意志をきか
なくてはいいのか」
（以下二面へつづく）

諸戸助役の新聞記事の
 関係は当初十月十五日
 の発行の号とかち新聞
 と記憶するが、内容的
 に具體的でないもので一
 つの与論をとりあげて
 いたものと思う。伊藤
 野氏から藤村・鈴木兩
 氏を相手としての告訴
 が出てそれが具體化し
 た、それで私共は鈴木
 建設を呼び出してきき
 係よりもきき説明しな
 かつた。係から出来不
 出来は別として不正が
 ないとは報告があり、解
 明しなかつた。説明は

矢野議員「理事はないから、高橋課長も変更はない。矢野議員」
矢野議員「理事はなく、住民は不安に思っているのよ」と今日説明があるものと、今日説明がないと、告訴沙汰ができてくるのですね不明朗であるかどうかという疑問感を多くすることができるか
業者は監督の指示に従うべきもののだが、労務指はバカを切られたという、監督が不十分だと思う、理事者が傾斜している点が不明朗である、釈明する必要